

ドイツにおける一八七九年の関税改正

近江谷, 左馬之介

<https://doi.org/10.15017/4362493>

出版情報 : 経済學研究. 26 (1), pp.79-96, 1960-05-25. Society of Political Economy, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

ドイツにおける一八七九年の関税改正

近江谷左馬之介

一八六二年のプロイセン¹フランス通商条約によつて、原則的に確立されたドイツの自由貿易主義は、そののち六〇年代末葉にかけてのヨーロッパ諸国との通商条約によつて、しだいに拡充されてゆくのであるが、六八年とくに七〇年、七三年における自主的関税改正をへて、七三年には頂点にたつるのである。六八年の関税率の引下げは、この年のドイツ²オーストリア通商条約においてあたえられた認容を一般化したという意味で、なおも、外国からの優遇をかちえるために利用されたという性質を失はないのであるが、七〇、七三年のそれは、直接の反対給付を他にもとめることを顧慮しない関税率の改正であつた。七〇年代初頭のかかる改正によつて、けつきよく、銑鉄関税は一八七三年一〇月一日以降、廃止され、鉄鋼製品、機械類など

の品目にかんしても、七七年一月一日以降、鉄関税が廃止せられることとなつたのである。とくにドイツにおいては、穀物輸出に特殊な利益をもつオスト・エルベのユンカーや、北海³バルト海沿岸地方の商業資本家を中核とし、またその代弁者に、⁴翻譯された⁵イギリス流の自由主義のイデオログをいだけ自由貿易運動が、⁶国民経済者會議⁷(Kongress Deutscher Volkswirte)にしたいに結果し、五〇年代の初頭からとくに六〇年代をつうじて、活潑な活動を展開するのであるが、農業関税にかんしては、四〇、五〇年代におけるしばしばの一時的な中止を度外視すれば、六五年以降は一般に廃止されていた。それゆえに、⁸全改正におけるもつとも重要なもの、いわば核心は、銑鉄関税の変更⁹なのであつた。だからこそ、銑鉄関税をふくむ鉄関税の廃止は、ドイツ自由貿易主義の完全な勝利を意味したのである。こうして、¹⁰最後に、天秤は自由貿易の側にふれた。しかし、それから、あらたな重心が保護関税の秤にかかつたのである。¹¹

(1) Lotz, Walther: Die Ideen der deutschen Handelspolitik

von 1860 bis 1891 (Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. 50, 1892), S. 86.

(2) Glöck, Wilhelm; Die Finanz- und Zollpolitik des Deutschen Reiches usw. 1918, S. 129.

保護関税の潮流は、しかし、突如として湧きおこつてきたものではない。その底流は、すでに関税同盟の成立以来、一貫して流れていた。とくに、南ドイツの綿糸業者、西ドイツの鉄鋼業者を中心とするこれらのグループは、あるいは南ドイツ諸邦のドイツ統一をめぐる反プロイセン的な、のちには分離主義的な立場とむすびつき、あるいは反ユニカーの立場を代表するというように、経済的および政治的諸事情によつて複雑に粉飾されるのであるが、いづれにしても、ドイツ関税政策における自由貿易主義の他の対極をなしていた。しかるに、七〇年代初頭の関税改正によつて、とくにユニカーに主導された自由貿易主義の勝利が確定されたとき、ほぼこれと時を同じくして、関税政策の転換をしめす徴候が、しだいしだい、一般的に醸成されて

きた。

この《転換》の背景をなすもの、あるいはその直接の契機となつたものは、七三年のウィーン取引所のパニックにはじまる恐慌のドイツへの波及であつた。いま、鉄鉄の生産と消費にかんする若干の数字をひろつてみると、ドイツの鉄鉄生産の上昇率は一八六五／七四年に九三%の増であり、人口一人当消費量も、一八六六／七〇年の平均三五・四キログラムから七一／七五年の五七・四キログラムへの増加をしめしているが、七六／八〇年には五一・六キログラムと減少している。²⁾この五ヶ年平均の数字のなかには、七三年の六八・五キログラムと七七年の四八・六キログラムを上限および下限としてふくんでいるが、八〇年にいたつても恐慌前の水準に回復しなかつた。³⁾これに対応して、鉄価格も七三／七七年においていちぢるしい低落をしめした。ウエストファールの鉄鉄価格は一トン当一二〇マルクから四二マルクへ、同じく棒鉄は二七〇マルクから一二二マルクへ、またベッセマー鋼は三六六マルクから一二八マルクへと低落したのであつた。⁴⁾このような沈滞は、その

ものとしては、けつして、関税政策に窮極的な原因を有するものではない。しかし、皮相な資本家的見解においては、一切の悪はもつぱらこれまでの自由貿易的関税政策、とりわけ、七三年の銑鉄関税の廃止の責に帰さるべきものと映じたし、それゆえに沈滞からの回復も、関税政策の転換によつて果さるべきものとして、とらえられたのである。

- (1) Lotz, a. a. O. S. 130 この数字はゼーリンクからの引用である。
- (2) Lotz, a. a. O. S. 130 ドイツ帝国統計年報(一八九一年)による。
- (3) Lotz, a. a. O. S. 130 注(一)同。
- (4) Waltershausen, A. Sartorius von., Deutsche Wirtschaftsgeschichte 1815 1914 (Zweite Aufl.) S. 317.
- (5) 一八七九年の関税率案によせた政府覚書によると、一八七四／七七年(平均)には、銑鉄輸出五、八一三、三九一ツェントネルにたいして、輸入は、一一、一七九、〇九四ツェントネルにたいして、いまなお、いぢるしい輸入超過であつた。Lotz, a. a. O. S. 131.

七三年、恐慌が勃発してまもなく、ライシ―ウエスタフアーレンの鉄鋼業者は保護同盟に結集し、この活動的グル

ープが中心となつて七四年には、《ドイツ鉄鋼業者協会》(Verein Deutscher Eisen- und Stahlindustrieller) ならび七六年には《ドイツ工業者中央同盟》(Zentralverband Deutscher Industrieller) が形成されるのであるが、この中央同盟は、東部西部の鉄鋼業者、南ドイツ、エルザスの綿糸業者、ソーダ、砂糖、皮革、製帽、製紙工業、さらに羊毛および亜麻工業の一部の部門を包括する団体であつて、その共通とするものは、保護関税へのつよい志向であつた。これに反して、中央同盟に代表されてない綿織物業者、捺染業者、ゾーリンゲンのナイフ製造業者、レムシャイトの中小鉄鋼業者、若干の化学部門、ザクセンのレースおよび下着製造業者は、あるいは、外国産の低廉な原料を取得するために、あるいは主として低賃金にもとづく輸出に直接の利益をもとめて、いづれも自由貿易政策の継続をのぞんでいた。中央同盟に結集した工業部門が、大体において、機械制大工業を代表するにたいして、これらの工業は、中小規模のいづれも多かれ少なかれ、家内工業的に経営されていた部門であつた。たとえ

ば、木棉工業のなかでは、紡績業は近代的経営を代表していたが、織物業はむしろ、いぜんとしておもに、家内工業的であつた。しかも、かかる旧来の織物業が、あたらしい機械制的なそれによつて駆逐されるばあいには、紡績と織布とが同一の経営のもとに結合されるという傾向がよかつた。それゆえに、このような経営においては、紡績業という面から保護関税に利益をもち、また、織物業としても、自家生産の綿糸を原料とするかぎりでは、関税による原料の価格騰貴の影響をつよくけずにすむのであつた。

鉄鋼業についても、事態はこれとほぼ類似していた。条鉄、とりわけて棒鉄生産は、やはり少からず輸出に利害関係を有していたが、これらの大鉄鋼業は、みづからも高炉を有しており、外国産の銑鉄を原料とする中小鉄鋼業者とはその立場を異にしていたからである。このように、要求された工業の保護は、工業一般のそれではなく、むしろ大工業の《保護》であつた、といつてよい。ところが、その要求も、はじめのうちは、かなり控えめのものであつた。七五年にはなお鉄鋼業者協会は、高率な保護関税を要求す

るといふよりは、むしろ、七七年に予定されている鉄関税廃止の延期を主張するにとどまつたし、その立場も、同年の十一月に、北西グループの指導者がある書簡のなかでのべているように、《自由貿易の原則そのものを優先させることには異存がないが……》しかし、この原則を正当だと承認するわけではけつしてなく、⁹⁾《けつきよく、要望するものは、現実の事態に適合する温和な保護関税への復帰である、といつた、どちらかといえはかなりあいまいなものであつた。もちろん、鉄鋼業を中心とする保護関税論者のこのようなあいまいな態度は、同じ書簡のなかでもふれられていのように、もつぱら《戦術上の配慮》によるものであつた。だから、自由貿易的な農業が、しだいにその立場を転換するにおよんで、また、工業と農業とのこの問題にたいする協調が整うにつれて、保護関税の要求も、しだいにより明確な姿容をとるにいたり、これが一般のいわゆる世論を形づくるようになったのである。

(6) Waltershausen, a. a. O. S. 316.

(7) Waltershausen, a. a. O. S. 317.

(8) Lotz, a. a. O. S. 124.

農業においても、七〇年代の後半には、事態は変貌を上げていた。交易手段の發達は、安いアメリカの穀物のヨーロッパ市場への流入をもたらし、ドイツの穀物輸出は、イギリスおよびフランス市場において困難に逢着したばかりでなく、さらにアメリカの小麦が、農産物自由貿易地域たるドイツにもはいつてくるようになった。これまでの主としてライ麦を中心とするロシアの農産物の流入や、また、オーストリアとの競争のほかに、あらたな困難が加重されたのである。もともとドイツの農産物のうち、ライ麦は一八五二年いらい輸入超過であり、大麦、燕麥、莢果作物はやや輸出超過であつたが、小麦の輸出額が大きかつたために、農産物は、全体として輸出超過をしめしていた。ピーネングレーバーの推定によれば、一八六〇／六四年平均の輸出超過額は、九四〇万ターレルであつたといふ¹⁾。しかるに、七三年にいたつて、小麦ははじめて輸入超過となり、七六年以降、ドイツは決定的に穀物輸入国に移行したのであつ

た。これと同時に、安い外国産穀物の流入は、穀物價格の低落をもたらす結果となつた。コンラットによると、一八七一／七六年平均の小麦價格はトン当二三五・六マルク、ライ麦は一七九・二マルク、大麦は一七〇・八マルク、燕麥は一六三・二マルクであつたが、一八七六／八〇年のこれに対応する数字は、それぞれ、一一一・二マルク、一六六・四マルク、一六二マルク、一五二・六マルクであつた、といふ²⁾。

(1) Gerloff, a. a. O. S. 155.

(2) Waltershausen, a. a. O. S. 319.

このような背景のもとで、のちに七九年の関税改正の精力的な推進者となる「租税—経済改革者協会」(Vereinigung der Steuer—und Wirtschaftsreformer)の活動が理解されるのである。もともと、大土地所有者の有力団体であるこの協会は、農業の現实的利害問題につよく執着するといふよりは、むしろ政治的に、保守的ムードによつて結合しているといふ性格がつよかつた。このいみで、協会は保守党の有力な政治的基盤だつたのである。だから、保護関

税的工業が△自由主義時代▽には敬意を表しながらも、こと関税問題というような、かれらの現実の利害にかかわる問題になるとこれにはげしく対立したのにたいして、農業は、自由貿易はべつとして、△自由主義▽の政治や教会政策一般にたいする熱狂的な敵対者なのであつた。すでにふれたような情況のもとで、協会もしだいにかれらの保護關稅的な利害を事實上、前景におしださざるをえなくなつたのであるが、この問題にたいするかれらの態度は、△教会と国家の体制問題を、その網領の前面にかかげている保守党は内容のない形式をうみだすという危険にさらされていく。：最良の教会制度といえ、国民がキリスト教から離反するなら、なんのいみもたない。それは、けつして、国民を教会に復帰させることはできない。しかし、おそらくは、權威を愛する精神とのぞむ心をふたたび国民のあいだに呼びおこす経済立法によつて、このことはなされるであろう▽⁴⁾というような、特殊な政治的オペラートに包まれていたし、このオペラートのなかみにかんしても、一八七六年の協会規約においては、まだ、△自由貿易にもとづく

われわれは、保護關稅の反対者である、とはいへ、輸入關稅と消費稅を未済決の問題としてとりあつかう▽⁴⁾といった、みづからの現実的立場を明確に宣明できないようなありさまであつた。いいかえるならば、工業は、関税問題をはつきりと自己の利害問題として処理していたのにたいして、農業のほうは、自己の特殊利益を一般的利益と錯覚し、あるいはこれに還元してはばかるところがなかつた。また、かれらじしんとつては、この粉飾がべつだん矛盾とも感じられなかつたから、七三年の熱心な自由貿易論者が、その後数年もへずに保護關稅論者に転換することに、とりわけ痛痒を感じないですんだのである。さらにいうならば、農業はその経済的地位が低下しつゝあつたのにもかかわらず、いまなお農業の利益はドイツの将来の利益であると同く信じこんでいたし、またその地位が低下すればするほど、いよいよ、じぶんが国家の経済||社会政策の全プログラム⁵⁾の代表者であり、外国商品の流入や直接課稅の負担になやむところの、みづからもその一員である△弱きも▽の利益代理人であると思ひこんだのである。一八七七

年の協会關稅綱領は、これに應じてまづ、特定の産業保護をめざす關稅は△不正▽であるが、輸入一般にたいして一律に課する關稅は△公正▽でありうるという主旨のものであつた⁵⁾。ここで、△公正▽の名のもとに事實上要求されているものは、自由貿易一般の放棄であり、實質的には農業的利益の保護であることはいうまでもない。このように、工業はその利益を直接的に主張し、農業はいわば觀念的にまわりくどくその要求を理由づけたのであるが、しかし、いづれにせよ、両者の立場はともに保護關稅を求めるといふ点では、いまや同一の原則にたつことがしめされた。このことによつて、七七年初頭までの両者の反目は少くとも原則的にはいちおう無意味なものとなり、同じ年の十月には、中央同盟と協会の代表者の会合がもたれ、七八年には両グループともその代表者を互いに相互の集會に送りあつた⁷⁾。こうして、保護關稅の要求をめぐる工業と農業との協調が成立することになつたのである。

他方で、△公正▽の立場からする保護關稅の要求は、税制改革の原則とたやすくむすびつきえなし、またこれによ

つて補完せられるべき性質のものであつた。工業資本にくらべて不当に重い直接課税を課せられていると不満をいだいていた農業は、間接税と關稅による直接税負担の軽減を、同じく公正の原則の名によつて要求したのである。ところが、かかる要求は、間接税と關稅の増徴によつて、帝國的自立的な財政的基礎の確立を求めようとするビスマルク(Bismarck)の財政改革の企図と一致した。こうして、七七年の綱領は、その重要な諸点において、ビスマルクとの連繫をえたのであつた。

(3) Lotz, a. a. O. S. 139. 一八七七年の協会の集會におけるザ
ールマンズの發言。

(4) Lotz, a. a. O. S. 140.

(5) Lotz, a. a. O. S. 141.

(6) Lotz, a. a. O. S. 142.

(7) Lotz, a. a. O. S. 142.

三

ビスマルクにも轉換が訪づれていた。その強大な権力にもかかわらず、ビスマルクの地位はみかけほど安定したものではなかつた。まづ、かれが議長をつとめる連邦參議院

は、もともとドイツ帝国の分権的一面をしめしていたが、帝国宰相としてのかれは、皇帝とともに、帝国の統一的性格を代表していた。しかるに、そのビスマルクは、同じ帝国の統一的要素である帝国議会に、安定せる足がかりを有していなかつたのである。帝国議会においては、中央党、分離主義派、それにエルザス・ロートリンゲン、ポラーンド、デンマークの国内異民族派は、あるいは保守党により、あるいは進歩党によつて力づけられて、強力な反対派を形成していた。また帝国建設いらいの与党たる国民自由党とのあいだも、ここ数年來、しつくりとゆかなくなつていた。最後に、七四年の投票で三五万票を獲得した社会民主党がひかえていた。こうした事情のもとで、ビスマルクにとつて統一的国家権力の確立のためにかねがね必要と思はれた連邦諸邦や帝国議会の拘束からときはなされた帝国の財政的基礎の確保は、いよいよ重要ないみを帯びていたのであつた。

他方、諸邦の側でも、財政改革を必須たらしめるような事態が生じていた。帝国建設いらい、諸邦の予算編成は、

帝国との関連において、いちぢるしい変化をとげていたが、このように変化した条件のなかで、経費の膨張は、財政がもはやその負担にたえられないという点に到達していた。たとえば、プロイセンにおいては、七〇年から七七八年をつうじて歳計決算は黒字であつたが、その超過額は七二年の八、三〇〇万マルクから七七年の五五〇万マルクへと激減をみせていた¹⁾。ヴェルテムベルクにおいては、この事情はいつそう典型的である。ここでは、一九年から七一年まで、収支は、わずかの期間をのぞいて、ほぼ均衡していた。ところが、帝国建設以後、一方で軍人恩給をふくむ軍事費支出が帝国に移された反面、他方では、これまでの関税・関税同盟税の配賦もなくなり、そのうえ、分担金といわゆる南ドイツ留保権にたいする補償金を帝国に拠出しなければならなくなつた。六七／七一年平均の軍事費は八二〇万マルク、この期間の関税など配賦額は六〇〇万マルク、さらに七五／七八年平均の分担金・補償金は六〇〇万マルクであつたから、他の条件にしてひとしいとするならば、ヴェルテムベルクは、八二〇万マルクの負担軽減

を、一、二〇〇万マルクの実質的な負担増であつたと
いう計算になる。かてて加えて、經常費は七五七六〇年
の四、四三〇万マルクから、七七〇七八年の四、八七〇万マ
ルク、七九〇八〇年の五、二八〇万マルク、さらに八〇〇八
一年の五、三七〇万マルクへと急増した。他方で、經常収
入は、支出の増大にテムボがあわなかつた。七七〇七八年
には、二〇〇万マルク以上の地租・家屋税・營業税など収
益税の増徴をおこなつたのであるが、それでもなおかつ
七九〇八一年の両會計年度において、經常収入の不足額は
一、五六〇万マルクをしめしたのであつた。²⁾

このような財政の窮乏は、他の諸邦にも多かれ少かれ共
通した普遍的な現象であつた。だから諸邦は、ほんらいの
分離主義的志向にもかかわらず、諸邦の負担の軽減をのぞ
むというかぎりでは、ビスマルクの財政改革に同調しうる
条件をそなえていたのである。

(1) Gerloff, a. a. O. S. 141.

(2) Gerloff, a. a. O. S. 142-3.

こうして、帝国と諸邦の財政改革と税制改革案を討議す

るべく、諸邦の大蔵大臣は、七八年八月、ハイデルベルク
に集まつた。ビスマルクのこの問題にかんする構想は、こ
れに先だつ六月に諸邦に手交されたこの会議のための覚書
において、しめされているが、その要旨はつぎのごとくで
あつた。すなわち、帝国の処分可能な消費税や関税からな
る帝国固有の収入の増加によつて、諸邦の重い負担である
分担金の軽減ないし全廢のための道をひらき、これによつ
て諸邦の重圧的租税の軽減ないし廢止を、さらに適当とみ
なされるならば、個々のそれにふさわしい租税を州・郡・
市町村に、全部的ないし部分的に、移譲することを可能な
らしめること、これが、財政改革の目標である、というの
である。³⁾ この構想にもとづいて、消費税および関税の改正
にかんする提案がなされ、會議において一定の了解が成立
するのであるが、ここではビスマルクはいまだ保護関税論
者としては登場していない。官房長官 Hoffman が (Hoff-
mann) ビスマルクの意をたいしてのべているように、関
税率の自主的改正は、これまででもらわれてきた関税政策か
らの原則的な転向によつておこなうを要しない⁴⁾ というの
であつて、主として財政関税の引上げにとどまつていた。

事實、會議の空氣は、とりわけて保護關稅的でもなければ、自由貿易的でもなく、諸邦の関心はもつぱら八一九、〇〇〇万マルクと目される分担金の廃止にそそがれていた。なるほど一般の雰圍氣としては、工業の保護はのぞましいとされていたけれども、農業の保護關稅にいたつては

思いもよらぬことであつたのである。まず、ビスマルクは、保護關稅の旗を高くかかげることが、この場の空氣にいかにもそぐわないかを熟知していた。また、ビスマルクは、しん帝国の自立的な財政の確立が第一義であつて、保護關稅は、この観点からしかながめていながつた。むしろ、この現實主義者にとつては、**△**われわれは、保護關稅論者たちに、ブランドーを一杯やらねばなるまい。かれらは、税制改革のさいのわれわれのもつとも確実な盟友なのだか⁵⁾ら、というのが、いつわりのない本心だつたのであろう。かれが、のちには、財政關稅と保護關稅とを、それぞれ特別な提案として帝國議會に提出せずに、全關稅制度を包括する提案としておこない、これによつて所期の財政改革の目的をたつしようと考えたのも、これと同じ理由からなの

であつた。さらにいうならばあらゆる利害をかみ合はさせ、他方で利用すべきものは利用しその間に、自己の目的をなしとげるといふのが、ビスマルク愛好のやり方だつたのである。

かかるうちに、現實の事態は、ビスマルクのおもわくに適應せる展開をとげてきた。七八年夏の総選挙の結果は、ビスマルクが期待したほどには右寄りではなかつたが、それでも帝國議會内部における保守両党は、国民自由党と社会民主党の犠牲において、強化され、中央党と国民自由党の保守派とをもつて、多数派を形成するいわゆる**△**三頭政治**▽**の可能性が生じたからである。これはまた、同時に、議會内部における保護關稅的潮流の高揚をいみした。これよりさき、帝國議會の解散のまえに、アルンビュラー(Varnbueler)の発起で、約六〇名の議員からなる超党派的な**△**自由經濟同盟**▽**(Die Freie Wirtschaftliche Vereinigung)**▽**が、保護關稅の旗印のもとに帝國議會内に結集されたが、選挙のちにはその数は二〇四名に増大した。⁶⁾すなわち、あらたな議會の多数派は保護關稅主義を表

明したのである。

こうして、工業および農業の保護関税的要求は、帝国議会の多数派によつて代表せられることになつたのであるが、これはまたビスマルクにとつても、財政改革の実現のために有力な足がかりを議会内につかんだ、ということであつた。かくて、七八年の末ごろから事態は急速な進展をみるのである。

十一月のはじめビスマルクは、連邦参議院あての書簡のなかで、ハイデルベルク会議で了解がなりたつた財政関税品目をのぞく全関税率の改正と、これがための特別委員会の設置をもとめ、一ヶ月ののち、連邦参議院はこれに同意をあたえた。委員会議長には、かのワールンビュラーが据えられ、その構成も、ビスマルクに都合よくしつらえられた。さらに、十二月十五日付の関税率委員会あての書簡——いわゆる《クリスマス書簡》——において、ビスマルクは財政改革のプログラムを呈示したのであるが、この書簡は、これまでの経過をさらにいちだんと飛躍させるきつかけとなつたものであるから、これに若干ふれておく必要

がある。

この書簡のなかで、かれは、帝国収入の増加が諸邦および地方団体の直接税負担の軽減をもたらすという、われわれにはすでに周知の財政改革の目標をかかげたのち、このための手段として、包括的な関税率の改正を指摘しているが、ここでかれは、全輸入にたいする一般的関税義務、あるいは一般的輸入関税を主張することによつて、一八六二年いらいの関税政策からの転換を公然としさしたのであつた。一般的輸入関税の思想には、さきの租税—経済改革者協会の綱領との連繋が具体的にしめされているのであるが、それはともかくとして、これまでビスマルクの発言が、ロシアの関税引上げや、フランスの輸出奨励金制度にたいするときおりの報復関税の主張にとどまつていただけに、書簡は、かれの原則的態度の変更をしめすものとして、それじたいがセンセーショナルな事件であつたのである。

しかし、これにたいする世論の反響は、ビスマルクにすくなからず有利であつた。なぜならば、すでにのべたよう

に、諸邦の財政窮乏や住民の重い直接税負担は、農工業の保護関税の要求とあいまつて、一般に「改革」を求め、声として全国にこだましていたし、また、不況の原因を従来の関税政策の責に帰せしめる保護関税論者の主張は、それが俗流的であればあるほど、通俗的にうけいれられやすかつたからである。最後に、自由貿易主義は、もともとそれが輸入されたイデオロギーにすぎなかつただけに、現実の支えとなつていた農業の大勢がその態度を一変するにょよんで、うわべのかしみにひきくらべて実質的にはその力の多くを失つていたからである。

こうした有利な情勢のなかで、七九年一月三日に関税率委員会が招集され、三月二六日には委員会は最終読会をおえ、数日後の四月三日に、はやくも、連邦参議院は、委員会のしあげた関税率案を認可した。その翌四日には、関税率案は帝国議会に回付された。こうして舞台は、帝国議会に移つたのである。

(3) Gerloff, a. a. O. S. 134.

(4) Gerloff, a. a. O. S. 144-5.

(5) Gerloff, a. a. O. S. 134.

(6) Gerloff, a. a. O. S. 139.

四

帝国議会内の動向は、おおむねつぎのようであつた。中央党は、財政関税と、これにむすびつけられた保護関税に賛意を表しているのみならずよかつた。進歩党と社会民主党はこのいづれにも反対していた。国民自由党は、この間にあつて党内が二つにわかれていた。多数派は、ベニクセン (Benjgsen) の指導下にあつて、財政関税には——少くとも立憲的保証があたえられさえすれば——反対でなく、保護関税にも、少くとも工業関税には、反対ではなかつたが、ラスケル (Lasker) を先頭にする少数派は、財政関税はいいとしても、農業関税には無條件的に反対で、工業関税のおおくにたいしてもかならずしも快く思はないという立場をしめていた。保守両党も、その多数派は財政関税に同意し、農業関税がふくまれるかぎりでは、保護関税一般に賛成していた。少数派は、しかし、七三年の自由貿易主義をあいもかわらず固執していた。要するに、べ

ニクセンは、中央党なしで多数を形成するだけの票数をビスマルクに保証することができなかつた。そこでビスマルクは、むしろ反プロイセン的の分離主義的中央党にたよらざるをえなかつたのであるが、しかし、法案の成立が、中央党を主体としてこれに他の諸党の「破片」がくわわるというかたちでなされることを避けるためにも、国民自由党や保守両党の自由貿易的要素にたいしさらに一段の働きかけを必要としたのである。²⁾とくに保守党に代表される土地所有者は、ビスマルクの主たる支柱であつたし、さらに、ドイツ農業のオフィシアルな代表団体である「ドイツ農業協議会」(Der Deutsche Landwirtschaftsrat)が、協会とは反対に、いまだ農業保護関税にはつきりふみきつていない、³⁾という事情のもとでは、土地所有者への働きかけは、いよいよ必要と思はれた。五月二日にはじまつた関税率討議の皮ぎりをなすビスマルクの提案理由の説明が、
 「ととりわけて、土地所有者を政治的に獲得せんとする、煽動上の傑作」⁴⁾(ベニクセン)であつたのはそのためであつた。この演説のなかでは、ビスマルクは、とくに農業者

の怨嗟のまどであり、主農論者Landwirtsch.の主張の一論点である、直接税負担を間接税によつておきかえることの必要を強調し、
 「国民的労働の適度の保護」にかんしては、このこと「
 次いで、デルブリュック (Delbrück) —— かつての自由貿易政策の担当者である —— の専門的立場からする原則論、中央党ライヘンシュペルガー (Reichensperger) の賛成演説があつたあとで、六日間にわたる一般討論は保護関税主義の勝利におわつた。⁵⁾

帝國議會における各グループ間の利害の対立、したがつてほんらいの困難は、五月十五日以後の第二説会とともに
 税をめぐる工業と農業の相互の交錯する利害關係を反映し、第二に、帝國収入の処分をめぐるビスマルク、帝國議

- (1) Gerloff, a. a. O. S. 164-5.
- (2) Lotz, a. a. O. S. 165.
- (3) Lotz, a. a. O. S. 169-10.
- (4) Gerloff, a. a. O. S. 158.
- (5) Gerloff, a. a. O. S. 158.
- (6) Gerloff, a. a. O. S. 159.

会、諸邦のあいだの葛藤をしめした。

まづ、関税率案における鉄関税は、一〇〇キログラム一マルクの銑鉄関税を基礎にせるものであつたが、この関税率は一八七〇年までの関税率にひとしく、七三年に廃止された銑鉄関税率五〇プフェーニヒへの復帰ではなかつた。これにたいして保守党のヴェデルWedell || Malchow は、五〇プフェーニヒ案を提出し、シュトルベルク (Graf udo zu Stolberg) の提案は、東部諸州の外国産銑鉄を使用する鉄工業にたいしては、特定の手続のもとで、使用銑鉄の輸入を無税にする、という内容のものであつた。後者の提案は五月十六日の第二読会で拒否され、帝国党シュトゥム (Stumm) の政府案にたいする有力な支持のもとで、ヴェデル提案も記名投票の結果、一九二票対一二五票で否決された。政府案の支持は、かくして、中央党・帝国党および保守党・国民自由党の多数派によつて支持されたのである。⁷⁾

五月二三日には、ライ麦関税にかんする投票がなされた。政府の提案では、小麦一〇〇キログラム一マルク、ラ

イ麦五〇プフェーニヒと規定されていたのであるが、保守党ミルバッハ (Frhr. v. Mirbach) の反対提案は、一マルクのライ麦関税を要求したのであつた。この提案は、採決の結果、一七三票対一六一票で否決された。このさい反対票を投じたものは、中央党の過半、大部分の国民自由党それに進歩党および社会民主党であつた。⁸⁾

このように、ライ麦関税については、銑鉄関税よりも対立はより鮮明なかたちであらわれた。銑鉄関税率にたいする農業の反対が、農業用器具の価格を高めるとか、工業の保護が農業労働力の流出をさらにいつそうながすとかいう、古くさいほとんど理由にならない理由のあいもかわらぬくり返しであつたのにたいして、ライ麦関税の引上げは労賃の騰貴をもたらすという工業の側からの反対は、ライ麦が主に労働者の消費対象であつただけに、それだけ切実な現実性をもつていた。しかも、農業は、一般消費者の立場から、鉄関税に反対するといつかつての論拠を失つていた。なぜなら、農業じしんが、一般消費者に負担を強いる立場にかわつていたからである。また、国民的産業を

保護するといふのならば、工業も同じ「権利」を主張でき
たし、その点では、労賃の騰貴が輸出能力を削減するとい
う主張のほうがるかにとおりがよかつた。要するに、農
業にとつて、穀物関税の引上げさえみとめられれば、鉄関
税に反対すべき口実はもはや存しなかつたし、いわんや保
護関税とむすびつけられている財政改革を実現すること
を、「カイザー」と帝国にたいする義務¹¹⁾とみなすような忠
誠なるユニカーにとつては、最後まで保護関税に反対する
ことは、ゆるざるべきではなかつたのである。

工業のほうにも弱みがあつた。すでに、「社会主義者鎮
圧法」に賛成票を投じていたブルジョアジーは、プロレタ
リアートの社会主義の脅威のまえに、ユニカーと対立して
まで自己の利益を主張するわけにはゆかなかつたからであ
る。

こうして、第三読会において、ユニカーとブルジョアジ
ーの妥協が成立した。すなわち、銑鉄関税案が通過したか
わりに、ミルバッハの一マルクライ麦関税案も一八六票対
一六〇票で可決されたのである。¹²⁾

- (7) Lotz, a. a. O. S. 170. なお、大野英二、ドイツ金融資本成
立史論、一五〇—一五一頁を参照せよ。
- (8) Lotz, a. a. O. S. 171.
- (9) Lotz, a. a. O. S. 50.
- (10) Lotz, a. a. O. S. 145.
- (11) Lotz, a. a. O. S. 173. 保守派の自由貿易的小数派とトライ
チケ (V. Treischke) の声明の一句である。
- (12) Lotz, a. a. O. S. 173.

第二読会のおわりに、委員会報告者として中央党のヴァ
ントホルスト (Windthorst) が、いちぢるしい増加を予
想せられる関税・消費税は、一方では諸邦の独立性を、他
方では帝国議会の租税承諾権を侵害するおそれのある旨を
指摘し、この問題にかんして二つの提案がなされた。

そのひとつは、ベニクセン提案であり、コーヒおよび塩
の関税率ないし塩税を各年度予算で決定し、帝国予算に収
入超過が生じたばあいには、連邦諸邦に入口数に応じて分
与する、という主旨のものであつた。¹³⁾これにたいする中央
党フランケンシュタイン (Frhr. v. Franckenstein) の提
案、のちにいわゆる「フランケンシュタイン條款」(Die
Clausula Franckenstein) と称せられるものは、中央党

はいうまでもなく保守兩黨の支持をもえたものであつたが、これは毎年一億三、〇〇〇万マルクを超過する關稅、タバコ稅の收入は、人口數に應じて連邦諸邦に分与する、という内容であつた。¹⁴⁾兩提案のちがいは、つぎの点にあつた。

前者は、有力な財政關稅であるコーヒー、塩の關稅率を各年度において決定することによつて、帝國議會の租稅承諾權の確保をめざすものであつたが、しかし他方で予算の自立的均衡化の可能性をあたえるかぎりでは、帝國財政の自立的基礎を確立するというビスマルクの構想に適應するものであつた。これに反し、後者は、帝國の收入に一定の制限を附することによつて、帝國收入にたいする諸邦の参加分の増大をねらうものであり、ビスマルクの構想に直接に對立するものであつた。いいかえれば、前者は、帝國議會の立憲的保証のもとで、財政的 Δ 中央集權主義 ∇ を承認するのであるが、後者は、諸邦の分担金拋出を永久化し、このことによつて、帝國の財政を諸邦の財政事情に依存せしめる Δ 分離主義 ∇ にはかならなかつた。ベニクセン

は、まづ議會の制約のもとでの帝國財政の強化、つぎに帝國による諸邦財政のための配慮をとりあげ、フランケンシュタインは、なによりも諸邦收入の増加、これによる帝國權力の制約をめざしたのである。これらとともに、左右からビスマルクの足をひつぱるものであつたが、とくにフランケンシュタインの提案は、ビスマルクの構想を Δ 裏返し ∇ にする性質のものであつた。

だが、ここでもビスマルクは、現實主義者としてふるまつた。すなわち、保守兩派とあわせても多数派を形成したいベニクセンよりも、保守兩派をあわせれば、過半数を制しうるフランケンシュタインのほうをとつたのである。それに Δ これまであまりにもつよく左側にふれていた政治の大時計の振子が、いまやむしろ右側にふれている ∇ ことに満足を感じていたヴァイントホルストの中央黨は、保守兩黨とのていけいに Δ 心からなる喜び ∇ を感じているわけでもあつた。こうして、フランケンシュタイン條款を附された關稅率法案は、ついに、六月十二日、帝國議會で採択され、同月十五日に公布された。ハイデルベルク會議の覺

書において、その構想が呈示されてから、通算して、ほぼ一ヶ年のうちに、ビスマルクの『改革』は、まがりなりにも、実現されることになつたのである。

- (13) Gerloff, a. a. O. S. 161.
(14) Gerloff, a. a. O. S. 162.
(15) Lotz, a. a. O. S. 172-3.

おすび

これはまづビスマルクの勝利であつた。さまざまないきさつはあつたにしろ、ともかくも、政府提出の法案は帝国議會を通過することができたからである。これはまた、中央党に代表される分離主義の勝利でもあつた。なぜならば、フランケンシュタイン條款を附することによつて、ビスマルクの中央集権主義に一矢むくゆることができたからである。また、工業・農業の保護関税主義の勝利でもあつた。また、保護関税主義をそれぞれ政治的に代表する政党・各派の勝利でもあつた。要するに、各グループは、その実力に応じた獲物をおのおの懐ろにいれることによつて満足した。これこそは、ビスマルクの期待どおり、『妥協』という名にふさわしい結着であつた。

しかし、それが妥協であるからには、一時的な力の調整にすぎず、その後の事態の発展によつて、これにふくまれている内部の矛盾も、いつかはふたたび露呈せざるをえない性質のものであつた。農業の側では、慢性的な農業恐慌のもとで、農業関税の引上げをいよいよつよく要求するようになるが、他方、外国市場にますますつよい関心をいだくようになった工業側からは、農業関税が労賃の騰貴を、ひいては輸出競争力を阻害するという理由から、あるいは保護関税一般が、外国のこれにたいする対抗処置をもたらすという理由から、むしろ保護関税の緩和をさえ要求するにいたるのである。のちの八〇年代における関税政策は、かかる立場を異にする二つの要求をめぐつて展開することになるのである。

帝国と諸邦の財政事情もそうであつた。ビスマルクの構想に対立的にむけられたフランケンシュタイン條款は、その提案者のぞむように、諸邦の財政上の安定をもたらしことさえできなかつた。なぜならば、帝国の収入にたがをはめて、その支出を制限しようとする希望にもかかわらず、一般に資本主義の発達に帝国の経費をいよいよ膨張させた

し、諸邦じしんの経費も、これと同じ理由で、膨張していつたからである。このことによつて、分担金と分与金の錯綜せる關係が財政全体に混乱をひき入れたというのを度外視しても、帝国はますます諸邦の分担金にたよらざるをえなくなり、他方、諸邦の側でも、増大する分担金は自己の経費の膨張とあいまつて、直接税の増徴を必須たらしめたからである。こうして、たんに形式上の計算から、問題の解決をはかることの無いみさがあきらかになつたとき、税収増加の要求に応ずるためにも、これまでの邦税制のあり方が検討されなければならなかつた。²⁾ ビスマルクにとつても、かれのいちばんのぬらいであつた帝国財政確立のめどは、すでに失はれてしまつたが、八〇年を通じてのかれの執拗な努力も、もはや覆水を盆にかえすことができなかつたし、さりとて、諸邦における所得税中心の税制改革の機運にたいしても、かんとんに応じられない事情があつた。³⁾

他方において、七三年にはじまる不況は、短期の一時的中断をのぞけば、異常な長期にわたつたのであるが、この不況を通じて、工業のカルテル化が急激に進展した。七九年の保護関税は、——それじたいはかならずしも高率の保護関税ではなかつたとはいへ——かかる独占化の過程と

むすびついたとき、かつての育成的関税とはことなるあらたな性格をうけとらざるをえなかつた。すなわち、カテル関税がそれである。そして、カルテル関税の性格が事実上しいにつよまるにつれて、それは、カルテル形成を促進する有力なことなつたのである。

こうして、七九年の改革を契機とする八〇年代の發展は、ビスマルクの意に反してかれの足もとを掘りくずし、またかれじしんを無用にする方向、すなわち、カプリヴィ(Capriivi)の新航路をめざして進んでいた。これこそは至純なるユンカーのおもわくをこえたドイツ資本主義の帝国主義的發展にほかならないのである。かくて、このいみでは、七九年の眞の勝利者は、一言にしていえば、ドイツ帝国主義なのであつた。

- (1) フランケンシュタイン條款における一億三、〇〇〇万マルクの額は、帝国経費の表面的な概算と、これにもとづく、分担金五、〇〇〇万マルクの諸邦による承諾を顧慮して計算されたものであつた。Gerloff, a. a. O. S. 162.

- (2) 武田隆夫、所得税についての一覽書『帝国主義研究』所載) 八四—八六頁をとくに参照せよ。

- (3) 武田、前出、八八頁。